

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年7月16日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和3年度ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度広報業務委託

### (2) 業務内容

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、一定の感染防止対策をとった飲食店を対象とした認証制度と、これに要した費用を助成する制度を創設したので、飲食店主や一般県民に対して、短期間に訴求力ある広報を実施し周知を図る。

### (3) 契約期間

契約日から令和3年12月31日まで

### (4) 契約限度額

50,000,000円（消費税込み）

## 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 静岡県内に本社、営業所等の業務拠点を有すること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと、又は静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

### 3 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁別館4階

静岡県危機管理部危機情報課

電話番号 054-221-3366 FAX 054-221-3252 E-mail : boujou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 関係書類の配布

ア 配布期間

公告の日から令和3年7月21日(水)まで

イ 配布場所

静岡県危機情報課ホームページ上(データによる提供)

(3) 企画提案書の提出、選定方法

令和3年度ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度広報業務企画提案説明書に記載のとおり

### 4 その他

(1) その他詳細は、令和3年度ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度広報業務委託仕様書及び上記提案説明書に記載のとおり

(2) 書類作成、提出等に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。